

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	上富良野町

上富良野町鳥獣被害防止計画（第 6 次）

<連絡先>

担当部署名 上富良野町農業振興課農業振興班
所在地 上富良野町栄町 2 丁目 2 番 4 5 号
ふらの農業協同組合 北エリア
上富良野事務所内
電話番号 0167-45-6984
FAX 番号 0167-56-7811

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	上富良野町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（直近の実績値）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ (R5 年度)	水稲	被害額 1,320 千円
		被害面積 13.30ha
	麦	被害額 4,250 千円
		被害面積 18.44ha
	豆	被害額 3,918 千円
		被害面積 12.26ha
	スイートコーン	被害額 340 千円
		被害面積 0.70ha
	ビート	被害額 3,730 千円
		被害面積 5.1ha
その他	被害額 1,600 千円	
	被害面積 1.58ha	
計	被害額 15,158 千円	
	被害面積 51.38ha	
ヒグマ (R4 年度)	スイートコーン	被害額 200 千円
		被害面積 0.7ha
	計	被害額 200 千円
		被害面積 0.7ha
アライグマ (R5 年度)	スイートコーン	被害額 1,415 千円
		被害面積 1.81ha
	その他	被害額 500 千円
		被害面積 2.1ha
	計	被害額 1,915 千円
		被害面積 3.91ha
合 計	被害額 17,273 千円	
	被害面積 55.99ha	

(2) 被害の傾向

<p>[エゾシカ]</p> <p>上富良野町全域の山間地の農地において、3月下旬より小麦の食害から始まり、年間を通して水稲、スイートコーン、大豆、ビート等の農作物被害がある。その被害額は、ここ数年1千5百万円～3千9百万円で推移しており、農業者にとって深刻な問題となっている。</p>
<p>[ヒグマ]</p> <p>上富良野町全域の山林に接した農地において、7月～10月にかけてデントコーンやビート等の農作物被害がある。個体及び足跡については、4月中旬から11月下旬の営農活動期間全般にかけて目撃、確認されており、かつ範囲も広がってきているため、今後、農業被害の拡大はもとより市街地に出没し、人身被害が発生することも予想される。</p>
<p>[アライグマ]</p> <p>上富良野町の市街地を含めた全域において、スイートコーンやデントコーン、メロン、イチゴ、南瓜等の被害のほか、冬期における施設内での備蓄物の食害や越冬による病原菌拡散の危惧が発生している状況にある。年々被害の範囲及び捕獲数も増加してきており、今後も個体数の増加に伴い被害の拡大が予想される。</p> <p>※被害作物について把握をしているが、年度によって被害作物に違いがあるため、目標値の面積と金額の割合は一致しない。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（直近の実績値）	目標値（令和9年度）
エゾシカ (R5)	被害金額	15,158千円	7,579千円
	被害面積	51.38ha	25.69ha
ヒグマ (R4)	被害金額	200千円	40千円
	被害面積	0.70ha	0.21ha
アライグマ (R5)	被害金額	1,915千円	1,000千円
	被害面積	3.91ha	1.00ha
計	被害金額	17,273千円	8,619千円
	被害面積	55.99ha	26.90ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>[捕獲体制]</p> <p>ヒグマについて目撃があった時などに捕獲従事者に出動を要請し、周辺のパトロール等を行っている。また、目撃や農業被害等が頻繁に発見されている時には、わなの設置を行っている。</p> <p>エゾシカについては農業被害が頻繁に発見されている時等には、捕獲従事者にくくりわなの設置やパトロール等を要請している。</p>	<p>[捕獲体制]</p> <p>捕獲従事者の出動について、従事する方に偏りがあるため、従事する方を増やす必要がある。</p> <p>担い手（猟友会会員）の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保とともに技術向上の機会を設ける必要がある。</p>

	<p>対象鳥獣捕獲員にて駆除を実施し、駆除活動に対し助成策（謝礼等）を講じている。なお、アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画により行っている。担い手対策として、猟友会会員でありかつ対象鳥獣捕獲員となるものに対しては、狩猟免許取得費等に対し助成を行っている。</p> <p>[捕獲機材の導入等]</p> <p>箱わな等の捕獲機材については、町有害鳥獣被害防止対策協議会にて適宜購入し、対象鳥獣捕獲員に貸付を行っている。</p>	<p>アライグマについては、年々駆除依頼件数が増加しているが、町職員以外の防除従事者は全て猟友会会員であり、生業の傍らの活動であるため、ピーク時では迅速な対応が困難となってきている。</p> <p>全般的に、捕獲に従事する担い手の減少が想定されるため、これら担い手の確保、特にアライグマについては、農業者自らによる積極的な駆除が必要である。</p> <p>[捕獲機材の導入等]</p> <p>ヒグマ、アライグマとも、駆除依頼及び捕獲機材の損傷が増加してきており、修繕及び機材補充費用が増加してきている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>エゾシカ侵入防止用に、町有害鳥獣被害防止協議会にて電気柵を購入し、希望する農業者へ資材の貸付を行っている。</p>	<p>柵の維持管理、修繕については農業者が行っており、電気柵の設置ほ場では一定の侵入防止が図られているが、未設置ほ場での食害が増加している。また、農業者各自の経営面積拡大により、柵の迅速及び細やかな管理、修繕等が困難な状況である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>緩衝帯の設置、対象鳥獣の習性、生ゴミ食物残渣の管理徹底について、農業者へ周知を行っている。</p>	<p>緩衝帯については、農家個々の経営面積及び通作箇所拡大により農作業時間が増大し、設置に係る時間的余裕がない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>[捕獲等に関する取組]</p> <p>農林業関係機関、猟友会、農業団体、警察等と連携し、被害防止に向けて効果的な対策を検討する。また、猟友会に対しては、体制の維持を図るための助成を継続する他、駆除活動の効率化や捕獲技術の継承、向上及び必要な捕獲機材購入促進のため協議を行っていく。</p> <p>担い手確保については、引き続き狩猟免許取得等助成を行うとともに、猟友会と今後の対策について検討していく。また、ヒグマについては北海道ヒグマ管理計画に基づいて対策や捕獲を行い、市街地等に出没した際、人的被害防止のための防災訓練も検討する。</p> <p>また、アライグマ捕獲については、捕獲効率の向上のため、農業者の防除従事者登録について地域へ啓発活動を行う。</p> <p>[防護柵の設置等に関する取組]</p> <p>電気柵未設置の圃場に対し耕作者へ積極的に設置を働きかけるとともに、適切な維持管理を周知していく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥獣被害対策実施隊については、猟友会からの推薦を受けたものに対し町長が委嘱しており、被害報告により各人で捕獲を行っているが、一斉及び緊急捕獲については、猟友会会員において責任者を定め、町及び関係機関と連携しながら行っている。なお、エゾシカ、ヒグマに関しては、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当する実施隊員にライフル銃の所持をさせている。</p>

アライグマについては、防除実施計画に基づき町長より従事者を任命し、箱わなによる捕獲を行っている。

(2) 捕獲以外に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	エゾシカ ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得等の助成を講じ、担い手の確保・育成を図る。 ・猟友会への助成策継続。 ・わなの数を増やす。 ・農業者にアライグマ防除に係る講習会を開催し、捕獲従事者を増やす。
8	エゾシカ ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得等の助成を講じ、担い手の確保・育成を図る。 ・猟友会への助成策継続。 ・わなの数を増やす。 ・農業者にアライグマ防除に係る講習会を開催し、捕獲従事者を増やす。
9	エゾシカ ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得等の助成を講じ、担い手の確保・育成を図る。 ・猟友会への助成策継続。 ・わなの数を増やす。 ・農業者にアライグマ防除に係る講習会を開催し、捕獲従事者を増やす。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[エゾシカ]</p> <p>ここ数年での捕獲数が57～89頭、被害額も1千5百万～3千9百万円の間で推移しており、これら被害拡大を防止するため、捕獲計画数については、過去の実績に基づき設定する。</p> <p>[ヒグマ]</p> <p>ここ数年での捕獲数が2～12頭、被害額も0～6百270万円の間で推移しており、これら被害拡大を防止するため、捕獲計画数については、過去の実績に基づき設定する。</p> <p>[アライグマ]</p> <p>ここ数年での捕獲数は257～396匹、被害額も1千9百万～5千3百万円と増加していることから、これら被害拡大を防止するため、捕獲計画数については、地域からの根絶を目標に設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	89頭	89頭	89頭
ヒグマ	12頭	12頭	12頭
アライグマ	400匹	400匹	400匹

捕獲等の取組内容
[エゾシカ] 生息数及び活動域は年々拡大傾向にあるため、捕獲対象区域を町内全域とし、捕獲手段を銃及びくくりわなとする。また、捕獲期間については通年とする。
[ヒグマ] 活動域が年々拡大してきているため、捕獲対象区域を町内全域とし、捕獲手段を銃及び箱わなとする。捕獲の際に使用する箱わなについても整備することとし、捕獲期間については、通年とし、出勤の際に安全対策を講じるものとする。
[アライグマ] 生息数は著しく増大してきているため、捕獲対象区域を町内全域とし、捕獲手段を箱わな、くくりわなとし、捕獲期間については通年とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカ及びヒグマの銃による捕獲については、遠距離からの射撃及び命中精度が高いことにより実施隊員の安全、半矢の防止及び捕獲率の向上が図れることから、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当すると判断されるため、実施隊員のライフル銃所持による捕獲も行うこととする。その際の実施予定時期及び予定場所については、上記「捕獲等の取組内容」と同様とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	・電気牧柵 ・農作物の被害状況を把握し、要望に基づき協議会より農業者へ必要な資材を無償貸し付けし、農業者が設置する	・電気牧柵 ・農作物の被害状況を把握し、要望に基づき協議会より農業者へ必要な資材を無償貸し付けし、農業者が設置する	・電気牧柵 ・農作物の被害状況を把握し、要望に基づき協議会より農業者へ必要な資材を無償貸し付けし、農業者が設置する

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	・管理は農業者が行う ・電気牧柵の適正な管理方法の周知や、他の有効な侵入防止対策の情報提供を行う	・管理は農業者が行う ・電気牧柵の適正な管理方法の周知や、他の有効な侵入防止対策の情報提供を行う	・管理は農業者が行う ・電気牧柵の適正な管理方法の周知や、他の有効な侵入防止対策の情報提供を行う

(2) 処理加工施設の取組

エゾシカのジビエ利用について、町及び民間の加工施設設置に向けて検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上富良野町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上富良野町（農業振興課）	事務局（活動計画作成、情報収集及び発信）
ふらの農業協同組合	被害状況の調査、把握及び組合員への情報提供
北海道猟友会富良野支部上富良野部会	対象鳥獣の捕獲駆除及び捕獲員の統括、捕獲技術及び鳥獣の習性等の情報提供
農業者	情報提供、電気柵の設置及び管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富良野警察署上富良野交番	交通規制、事故対応等
上川南部森林管理署上富良野森林事務所	国有林におけるヒグマ出没箇所の情報提供及び駆除に係る入林許可等
北海道上川総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害対策等の指導
北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可等
上川農業改良普及センター富良野支所	営農技術指導、助言、情報提供等
上富良野町農業委員会	農地巡回及び農業者からの被害情報の提供
鳥獣保護員	野生鳥獣保護のための助言及び指導 鳥獣捕獲及び防除対策への助言及び協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に設置しており、北海道猟友会富良野支部上富良野部会に所属し、同部会から推薦があった会員に対し町長が委嘱している。現在22名で構成されており、全員が銃の狩猟免許を所持している。
農業被害防止に関し、被害の状況及び対象鳥獣の出没状況の確認の他、緊急の必要がある場合は直ちに出勤し、捕獲等の活動を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害状況及び対象鳥獣の出没状況把握のため、近隣市町村との情報共有を充実させる。
被害防止施策について円滑に対応を進めるために対応マニュアルの作成を検討する。